

田布施町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画策定の背景

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。平成25年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画が策定され、11月に山口県行動計画が策定された。

本町においても、これらの計画等との整合性を図りながら、町行動計画を策定するものである。

2 行動計画の概要

（1）対象とする感染症

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

（2）基本的方針

①目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ・町民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

②基本的な考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に発生した際には、病原性・感染力など病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

（3）町の役割

町民に対する広報・啓発、コールセンター（相談窓口）の設置、予防接種の実施、学校等との連絡調整、高齢者、障害者世帯等要援護者に対する支援、円滑な火葬のための体制整備、患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策の協力。

（4）本編の構成

【はじめに】 (P1～P2)	①新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、②田布施町における取組の経緯、③町行動計画の改定、④町行動計画の見直し
【基本方針】 (P2～P19)	①対策の目的及び基本的な方針、②基本的な考え方、③実施上の留意点④発生時の被害想定等、⑤対策推進のための役割分担、⑥町行動計画の主要6項目、⑦発生段階、⑧組織体制
【各段階における対策】 (P20～P51)	発生段階ごとに、主要6項目の対策を規定 ①未発生期②海外発生期③地域未発生期④地域発生早期⑤地域感染期⑥小康期

■ 発生段階ごとの主な対策の概要

状況の変化に応じた対応ができるよう、予め発生の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を示すものです。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの段階における必要な対策を柔軟に選択し実施します。

	未発定期	海外発定期	地域未発定期 (国内発生早期・国内感染期)	地域発生早期 (国内発生早期・国内感染期)	地域感染期 (国内発生早期・国内感染期)	小康期
対策の考え方	・事前の準備 ・継続的な情報提供	・国内発生に備えた積極的な情報収集 ・的確な情報提供	・県内発生に備えた体制整備 ・的確な情報提供	・流行のピークを遅らせる ・感染期の準備、整備	・医療体制を維持する ・健康被害を最小限に抑える ・町民生活及び経済への影響を最小限に抑える	・町民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える
① 実施体制	・町行動計画の策定 ・体制整備と連携強化	・町対策推進会議の設置 ・対策本部の設置(任意)	・国の基本的対処方針に基づく対策の実施 国 ¹ の緊急事態宣言時は町対策本部を設置			・緊急事態宣言が解除された場合、町対策本部廃止
② サイバー情報収集	・国県等から情報収集体制整備	国内外及び町内での発生情報を収集				・流行の第二波に備え情報を収集
③ 情報共有	・町民等へ情報提供 ・相談体制の整備等	町民等へ分かりやすく情報提供				・流行の終息及び再燃への注意を周知 ・コールセンターの縮小
		コールセンター(相談窓口)の設置				
④ 予防・まん延防止	・まん延防止対策物品等の備蓄 ・住民接種、特定接種の実施体制の構築	・住民接種の準備開始 ・特定接種の準備開始	基本的な感染症予防対策の啓発			
			特定接種の実施・継続			
			町民への予防接種			
⑤ 医療	・地域医療体制の整備	県等と連携して積極的な情報収集				・通常の医療体制に順次、移行
		県が行う発生に備えた体制整備への協力				
⑥ 町民生活及び経済の安定の確保	・要援護者の生活支援体制の整備 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等	・事業所における感染対策準備	・要援護者への生活支援の検討 ・事業所での感染対策の啓発	要援護者への生活支援		
				事業所での感染対策の徹底		
				遺体の火葬・安置		

◇緊急事態宣言：国民の生命及び健康に重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし又はその恐れがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長(内閣総理大臣)が行う。